

〔別紙〕

事業報告書

(自 令和3年 8月 1日 至 令和4年 7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 百帆会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市北飯岡1丁目2番67号

(3) 設立認可年月日 平成23年1月21日

(4) 設立登記年月日 平成23年2月4日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	渡邊 聡哉	
理 事	金井 猛	
同	渡邊 勤	
監 事	高橋 秀也	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	耳鼻咽喉科わたなべとしや診療室	岩手県盛岡市北飯岡一丁目2番67号	無

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無		

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年 9月28日 財産目録収支計算書承認の件

令和4年 7月25日 社員、理事辞任承認の件、新役員選任の件

法人名 医療法人 百帆会

所在地 岩手県盛岡市北飯岡一丁目2番67号

※医療法人整理番号

			3	8	6
--	--	--	---	---	---

財 産 目 録
(令和4年 7月31日現在)

1. 資 産 額	149,417 千円
2. 負 債 額	53,033 千円
3. 純 資 産 額	96,384 千円

(内 訳)

(単位: 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	82,114
B 固 定 資 産	67,303
C 資 産 合 計 (A+B)	149,417
D 負 債 合 計	53,033
E 純 資 産 (C-D)	96,384

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 百帆会

※医療法人整理番号

346

所在地 岩手県盛岡市北飯岡一丁目2番67号

貸 借 対 照 表

(令和4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	82,114	I 流 動 負 債	5,631
II 固 定 資 産	67,303	II 固 定 負 債	47,402
1 有 形 固 定 資 産	12,786	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	367	負 債 合 計	53,033
3 その他の資産	54,150	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	9,900
		II 積 立 金	86,484
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	96,384
資 産 合 計	149,417	負債・純資産合計	149,417

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替え基金の科目を削除すること。

所在地 岩手県盛岡市北飯岡一丁目2番67号

2	4	6
---	---	---

(自 令和3年 8月 1日 至 令和4年 7月31日)

科 目		金 額
I	事業損益	
A	本来業務事業損益	
1	事業収益	156,402
2	事業費用	149,786
	本来業務事業利益	6,616
B	附帶業務事業損益	
1	事業収益	
2	事業費用	
	附帶業務事業利益	
	事業利益	6,616
II	事業外収益	3,254
III	事業外費用	308
	經常利益	9,562
IV	特別利益	4,169
V	特別損失	122
	税引前当期純利益	13,609
	法人税等	1,526
	当期純利益	12,083

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人 百帆会
理事長 渡邊 聡哉 殿

私は、医療法人 百帆会の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 9月 29日

医療法人 百帆会

監事 高橋 秀也

